五・六」を「小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の数に十二・八」に、「中学校修了前」における支給対象となる子どもの数の計に十五・六」を「中学校修了前」における支給対象となる子どもの数の計に十二・〇」に改め、同号８中「修正後子ども数（平成二十三年度前期被用者・非被用者分）」を「修正後子ども数（平成二十四年二月・三月被用者・非被用者分）」に改め、同号９及び10を次のように改める。

9　修正後児童数（平成二十四年四月・五月地方公務員分）は、「地方公共団体の公務員に係る子ども手当の支給状況報告について（平成二十三年十月～平成二十四年二月分）」（平成二十四年一月二十四日付け雇児発〇一二四第六号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて報告された平成二十四年二月末時点の報告書（以下この条において「平成二十三年度支給状況報告（地方公務員分）」という。）における「受給者の状況（平成二十四年二月末日現在）」中「支給対象子ども数」における区分「０歳から３歳未満」の「全体(1)」の数に十八・〇を乗じて得た数、区分「３歳以上小学校修了前」の「全体(1)」の数から区分「うち第３子以降」の「全体(1)」の数を控除した数に十二・〇を乗じて得た数、区分「うち第３子以降」の「全体(1)」の数に十八・〇を乗じて得た数及び区分「小学校修了後中学校修了前」の「全体(1)」の数に十二・〇を乗じて得た数の合計数とする。

10　修正後児童数（平成二十四年四月・五月被用者・非被用者分）は、「被用者及び被用者等でない者に係る子ども手当の支給状況報告について（平成二十三年十月～平成二十四年二月分）」（平成二十四年一月二十四日付け雇児発〇一二四第五号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて報告された平成二十四年二月末時点の報告書（以下この条において「平成二十三年度支給状況報告（被用者・非被用者分）」という。）における別紙様式第１「１．被用者の状況（平成二十四年二月末日現在）」中「支給対象子ども数」における区分「０歳から３歳未満」の「全体(1)」の数に一・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、区分「３歳以上小学校修了前」の「全体(1)」の数から区分「うち第３子以降」の「全体(1)」の数を控除した数に二・〇を乗じて得た数、区分「うち第３子以降」の「全体(1)」の数に三・〇を乗じて得た数及び区分「小学校修了後中学校修了前」の「全体(1)」の数に二・〇を乗じて得た数の合計数並びに別紙様式第１「２．非被用者の状況（平成二十四年二月末日現在）」中「支給対象子ども数」における区分「０歳から３歳未満」の「全体(1)」の数に三・〇を乗じて得た数、区分「３歳以上小学校修了前」の「全体(1)」の数から区分「うち第３子以降」の「全体(1)」の数を控除した数に二・〇を乗じて得た数、区分「うち第３子以降」の「全体(1)」の数に三・〇を乗じて得た数及び区分「小学校修了後中学校修了前」の「全体(1)」の数に二・〇を乗じて得た数の合計数の管内市町村の計とする。

第九条第一項の表都道府県の項第五号12を削り、同号11中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同号11を同号13とし、同号10の次に次のように加える。

11　修正後児童数（平成二十四年六月から平成二十五年一月地方公務員分）は、平成二十三年度支給状況報告（地方公務員分）における「受給者の状況（平成二十四年二月末日現在）」中「支給対象子ども数」における区分「０歳から３歳未満」の「全体(1)」の数に十六・八を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、区分「３歳以上小学校修了前」の「全体(1)」の数から区分「うち第３子以降」の「全体(1)」の数を控除した数に十一・四を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、区分「うち第３子以降」の「全体(1)」の数に十六・八を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び区分「小学校修了後中学校修了前」の「全体(1)」の数に十一・四を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数とする。

12　修正後児童数（平成二十四年六月から平成二十五年一月被用者・非被用者分）は、平成二十三年度支給状況報告（被用者・非被用者分）における別紙様式第１「１．被用者の状況（平成二十四年二月末日現在）」中「支給対象子ども数」における区分「０歳から３歳未満」の「全体(1)」の数に一・五を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、区分「３歳以上小学校修了前」の「全体(1)」の数から区分「うち第３子以降」の「全体(1)」の数を控除した数に一・九を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、区分「うち第３子以降」の「全体(1)」の数に二・八を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び区分「小学校修了後中学校修了前」の「全体(1)」の数に一・九を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数の管内市町村の計並びに別紙様式第１「２．非被用者の状況（平成二十四年二月末日現在）」中「支給対象子ども数」における区分「０歳から３歳未満」の「全体(1)」の数に二・九を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、区分「３歳以上小学校修了前」の「全体(1)」の数から区分「うち第３子以降」の「全体(1)」の数を控除した数に一・九を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、区分「うち第３子以降」の「全体(1)」の数に二・九を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び区分「小学校修了後中学校修了前」の「全体(1)」の数に一・九を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数の管内市町村の計を合算した数とする。

第九条第一項の表都道府県の項第五号13の次に次のように加える。

14　障害福祉サービスのうち新体系居住系サービス利用者数は、平成二十三年十月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」（以下「障害福祉サービス利用状況」という。）における当該都道府県の「施設入所支援」の「都道府県合計」、「共同生活介護」の「都道府県合計」及び「共同生活援助」の「都道府県合計」を合算した数とする。

15　障害福祉サービスのうち新体系日中活動系サービス利用者数は、障害福祉サービス利用状況における当該都道府県の「日中活動系サービス」の「都道府県合計」及び「療養介護」の「都道府県合計」を合算した数とする。

16　障害福祉サービスのうち旧体系施設入所・通所利用者数は、障害福祉サービス利用状況における当該都道府県の「旧法施設支援利用者（入所）」の「都道府県合計」及び「旧法施設支援利用者（通所）」の「都道府県合計」を合算した数とする。

第九条第一項の表都道府県の項第六号１及び２を次のように改める。

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、都道府県立病院病床数に四九・一〇を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院密度」という。）、都道府県立大学附属病院病床数及び都道府県立リハビリ病院病床数の合計数に三四・三七を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立大学附属病院等密度」という。）、都道府県立病院事業債元利償還金のうち平成十三年度以前に発行を許可された都道府県